

6. 法務研究科

I	法務研究科の研究目的と特徴	6-2
II	分析項目ごとの水準の判断	6-3
	分析項目 I 研究活動の状況	6-3
	分析項目 II 研究成果の状況	6-3
III	質の向上度の判断	6-5

I 法務研究科の研究目的と特徴

法務研究科では、島根大学憲章に掲げられた地域の社会的課題に対応して、研究成果を地域に還元するという研究目的を踏まえて、次のとおり研究目的を設定し、研究の特徴を打ち出している。

1. 【研究目的】

- (1) 法務研究科の研究目的は、「法曹養成課程に相応しい理論と実務の架橋をめざす」という基本方針に資する研究水準の維持・向上を図ることにある。
- (2) 特に、専任教員 19 名中 7 名という多数の実務家教員を擁しており、組織的に理論と実務の架橋を推進する体制を整えてきた。

2. 【特徴】

- (1) 法務研究科における研究活動の主な特徴として、①地域における社会的な基本課題に積極的に取り組んできたこと、②研究における自主性と独立性の尊重をあげることができる。
- (2) 法文学部法経学科と共同で、それぞれ各 1 名の紀要委員を選出し（任期 1 年）、紀要委員会を組織して、紀要「島大法学」を編集し、年 4 回発行している。これは、教員の論文を中心に、指導教授の推薦する大学院生の論文・資料等で構成される高水準の学術雑誌であり、退職教員のあるときは、特集記念号が発行される。
- (3) 教員は、月 1 回開催される学内の研究会である「法政研究会」に参加し、報告を担当するとともに、人文社会科学研究科の大学院生の修士論文作成を指導している。

3. 【想定する関係者とその期待】

法務研究科は、わが国における法曹人口の最過疎地域である山陰地域において設置された唯一の法科大学院である。設置の際には、地域の経済界並びに自治体等を中心として法科大学院設置促進期成同盟が結成された経緯があるように、法務研究科は、地域における法曹過疎の解消という切実な地域社会の課題に応えるために存続している。それゆえ、地域に根ざした法曹を養成することを設置理念に掲げて、地域社会のあらゆる構成員の法曹人口の増加に対する期待に応えるべく、法曹養成教育の質的充実に向けて研究水準の向上を図っている。

Ⅱ 分析項目ごとの水準の判断

分析項目Ⅰ 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

平成16年4月から同20年3月までの4年間の法務研究科における研究活動の状況は、次のとおりである。

1. 研究業績の発表の状況

学術的著書は、平成18年度が単著2本、平成19年度が単著2本の計4本であった。学術論文は、平成16年度が単著7本、平成17年度が単著13本、平成18年度が単著6本、平成19年度が単著3本の計29本であった。そのほかに、判例解説等は単著15本、教科書執筆は共著4本であった。

2. 学会発表

各教員の所属学会における発表状況は、口頭発表が3回、シンポジウムにおける総会が1回であった。

3. 科学研究費補助金受入状況

科学研究費補助金の受入件数は、2件であった。

4. 外部調査受託状況

外部調査の受託件数は、5件であった。

その他、研究活動の実施状況で特記すべきこととして、日本で初めての民営化(PFI)刑務所に関する北東アジア地域学術交流財団の平成18年度共同プロジェクト研究事業「島根あさひ社会復帰促進センターと地域の共生」に共同研究者として教員2名が参加した。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準にある

(判断理由) 法務研究科創設期の教育課程編成の充実、重視の中にあつて、研究活動は全般的に良好に行われていることによる。

分析項目Ⅱ 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

法務研究科における研究業績は、関係する法学分野の学界において卓越した水準にある業績として高い評価を受けている。

研究業績リストに掲載したように、林弘正の児童虐待に関する刑事法的分析は、現代社会における深刻な社会問題に対する学術研究として卓越した水準にあるとして学術的意義においてSSと選定した。須田政勝の水法に関する研究は、実務家としての実践活動に裏打ちされた今日の環境問題に関する先駆的業績として卓越した水準にあることから、社会、経済、文化的意義においてSSと選定した。

そのほかに、法律時報の学界回顧等において選定された研究業績4本を、社会、経済、文化への貢献が優秀であるとしてSに選定した。また、現下の政治的争点の一つである地

方分権に関する研究業績 1 本を，社会，経済，文化への貢献が優秀であるとして S に選定した。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由) 法曹養成課程にふさわしい理論と実務の架橋をめざす法務研究科の基本方針に資する研究水準の維持・向上を図るとの法務研究科の研究目的を達成するために，現代における社会的課題に対する法学的アプローチに積極的に取り組んで成果をあげていることによる。

Ⅲ 質の向上度の判断

① 事例1「理論と実務とを架橋する法研究」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

平成17年度から文部科学省法科大学院形成支援プログラム「実務家との協働によるリーガルクリニック」の支援費を受けて、法務研究科内に設置された「地域法律相談センター」において、地域住民からの法律相談に応じ、この相談の場に院生を同席させ、臨床的な法曹養成教育としてリーガルクリニックを3年間行ってきた総括を踏まえて、地域に根ざした法曹養成教育及び法律相談のあり方について研究した。その成果を地域社会に還元するために国内外の法科大学院の実務家教員を招いて公開シンポジウム「地域に深く根ざした法科大学院をめざして—3年間の法律相談、リーガルクリニックの総括と展望」を平成19年3月2日に島根大学において開催した。

② 事例2「法曹養成教育の質の向上」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

本プロジェクトは、平成16年4月の法務研究科の設置以降、毎月1回定例開催されているFD会議において、取り組まれている。これは、法律基本科目、実務基本科目を中心に各授業における授業方法、教材作成等について担当教員からの報告を受け、授業の録画を再生することにより、討論・検討を行って授業改善の方向を全教員で研究するものである。この研究成果を各授業に還元して、法曹養成教育の質の一層の向上を図っている。

③ 事例3「地域法律相談援助活動の展開」(分析項目I)

(質の向上があったと判断する取組)

法務研究科内に設置された地域法律相談センターにおいて、隔週毎に地域住民からの法律相談に応じるとともに、移動法律相談活動を展開し、雲南市、奥出雲町、邑南町、隠岐の島町など、中山間地域や離島などの法曹過疎地域における住民の要請に応じてきた。この活動を通して研究者教員と実務家教員が協働して研究成果を地域社会に還元している。